

弁護士 業務内容

法律のプロ、あらゆる法律問題を扱っています。
民事、刑事事件などの相談から訴えまで法律全般に関する事を行ないます。

- 民事事件は、財産や親族関係を巡って個人や企業が争う裁判。
- 刑事事件（刑事裁判）は、罪人に対して有罪か無罪か決め、有罪ならどう刑罰に処すかを定める裁判です。例えば殺人、窃盗などの様な事件は刑事裁判です。

裁判だけではなく、書類(契約書など)の作成もご致します。

売買契約書、賃貸借契約書、遺言書など、このような書類は内容に不備があると後で大きな問題になりかねませんので、事前に法律面から契約の内容を確認し、法的に問題のない契約書を作成します。

また、契約の交渉代理人や交通事故の賠償金について、相手方との交渉(示談交渉)等も行います。

裁判にならない案件でもご依頼いただけます。

弁護士業務には、以下のようなものがあります

法律相談、訴訟事件、調停事件、示談交渉事件、契約締結交渉、督促手続事件、手形小切手訴訟事件、離婚事件、境界に関する事件、借地非訟事件、保全命令(仮処分・仮差押)申立事件、民事執行事件、破産・和議・会社整理・特別清算・会社更生などの申立事件、任意整理事件、行政上の審査請求・異議申立・再審査請求その他の不服申立事件、刑事事件、少年事件、証拠保全、即決和解、公示催告、簡単な家事審判、法律関係調査、契約書、契約書に準ずる書類作成、現物出資等証明、内容証明郵便、遺言書作成、遺言執行、会社設立、株主総会等指導、簡易な自賠責請求など。

- 他士業・専門コンサルタントにご相談・ご依頼がございましたら、お気軽に川口人事労務総研までお問い合わせ下さい。